

輸送リーダー



青森(八戸えんぶり祭り)

秋田(なまはげ)

1年間に渡り開催されてきた「東北観光博」、3月末に閉幕。

こころ、むすぶ。 東北観光博

“東北ぜんぶが博覧会場”として、その魅力を十分に伝えるべくおよそ1年間に渡って開催されてきた「東北観光博」が、3月31日にフィナーレを迎える。

「こころをむすび、出会いをつくる。」をテーマに、東北6県を28ゾーンに分け、各地で行われるイベントや観光スポットの積極的なアピール、その土地ならではの体験を楽しむための滞在プログラムなどを実施。

また、ツイッターやフェイスブックには公式アカウントが設けられ、より多くの人々を巻き込んだ、時代にふさわしいキャンペーンが展開されてきた。

多くの人々へ、東北の美しい風景と心を十分に焼き付けた東北観光博。

そのフィナーレは、1年間に渡って東北を盛り立ててきた人々を労うと同時に、「復興3年目」の始まりを鼓舞する号令でもある。



岩手(龍泉洞)

山形(立石寺/山寺)



宮城(水芭蕉の森)

福島(鶴ヶ城)

業界羅針盤

厚労省 改正労働契約法の新ルール 4月施行
国交省 運輸安全マネジメント制度 取り組み進む
5台割れ事業者 運行管理者義務付け 省令改正、5月施行

【各論77】

会社の駐車場で同僚災害が発生!!

— 労災保険? 健康保険? また損害賠償請求は… —



平成23年、交通事故の年間発生件数は約69万件、死傷者数は約86万人を記録しています。平成17年以降連続して減少しているものの、下げ止まり傾向にあります。単純計算で、毎日約2,300人が交通事故により死亡または負傷していることになり、その3割程度が労災事故といわれています。

■駐車場内での事故

業務終了後、帰宅のために事業場施設内の階段を降りる際、過って転落負傷した災害について、昭和50年の行政通達があります。

事業場施設内における業務に就くための出勤または業務を終えた後の退勤で「業務」と接続しているものは、業務行為そのものではないが、業務に通常付随する準備後始末行為と認められる。本件災害に係る退勤は、就業直後の行為であって、業務と接続する行為と認められること、当該災害が労働者の積極的な私的行為または恣意行為によるものとは認められないこと及び当該災害は、通常発生しうような災害であることからみて事業主の支配下に伴う危険が現実化した災害であると認められる。従って、本件については、業務災害として取り扱うこととする。

駐車場(事業場施設内)における業務終了後の同僚労働者同士の災害については、業務外の傷病を対象とした健康保険の対象にはならず、この行政通達により、業務災害となります。

■交通労災事故における支給調整問題

相手のある交通労災事故の場合、第三者行為災害に該当し、被害者側には民法上の不法行為責任に基づく損害賠償請求権が生じますので、労災保険の保険給付との二重補填を避けるための支給調整問題が発生します。この場合、原則として、自賠責保険などから先に損害賠償がなされれば、その分の労災保険給付が不支給(控除)となり、逆に労災保険給付が先に支給されれば、その分の損害賠償請求権が政府に移転するため、自賠責保険などに対して損害賠償の請求権を失ってしまいます。

■では、労災保険と自賠責保険のどちらが優先されるか

交通事故の損害に対して、労災保険と自賠責保険のどちらが優先して支給されるかについては、法律上の規定はありません。

ん。ただ、政府において、「交通事故の場合は、労災保険より自賠責保険の適用を優先する。」との行政通達が発せられています。行政通達は役所内の訓令ですので、一般国民は訓令の拘束を受けません。従って、交通事故で被災した労働者は、医療機関で治療を受ける場合、労災保険と自賠責保険のどちらを先に使うか任意に決めることができます。

通常は自賠責保険先行で何ら問題はありませんが、次に掲げる事由に該当する場合は、医療機関に対して、敢えて「労災保険先行願い」を提出する必要がある場合があります。

<労災保険先行願いを提出する必要があるケース>

- ①交通事故に対して、自分の過失割合がかなり大きい場合(自分が加害者の場合を含む)
→自賠責保険では、事故の過失割合が7割を超える者に対しては、損害補償が5割から2割の範囲で減額されてしまいますが、労災保険にはこのような過失割合による減額はありません。
- ②交通事故の過失割合について相手と揉めている場合
上記①と同じ理由になります。
- ③相手の車の所有者が運行供用者責任を認めない場合
自賠責保険はその車の運行供用者(車の所有者とは必ずしも一致しません)が事故を起こした場合に、その損害を賠償する保険です。交通事故の相手が勝手に他人の車を運転して事故を起こし、その盗難車の所有者が運行供用者責任を認めない場合、被害者個人がこれを認めさせるのは多大な労力を必要とします。このよ



うな場合は、あえて労災保険を先行することにより政府に求償権を行使させることのほうが現実的です。

自動車損害賠償保障法第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、事故及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではない

- ④相手が無保険または自賠責保険しか加入していない場合
相手が無保険の場合は言うに及ばず、対人無制限の任意保険に加入していない場合も、労災保険給付の請求を先行させた方がいいケースが出てきます。

■特別支給金

自賠責保険から休業損害補償を受けた場合、その日数分については、労災保険から休業補償給付を受けることはできません。しかし、労災保険の休業損害補償は、6割相当額の保険給付部分(休業補償給付)と2割相当額の見舞金的部分(休業特別支給金)で構成されています。自賠責保険から休業損害補償を受けた時に給付制限されるのは、6割相当額の休業補償給付だけです。従って、労働基準監督署に対し、休業特別支給金の支給申請をすることによりさらに平均賃金の2割相当額を受給できることになります。

一般社団法人 SRアップ21 (<http://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.4」販売開始。本誌読者割引あり。お申し込みは03-5799-4864へ。